

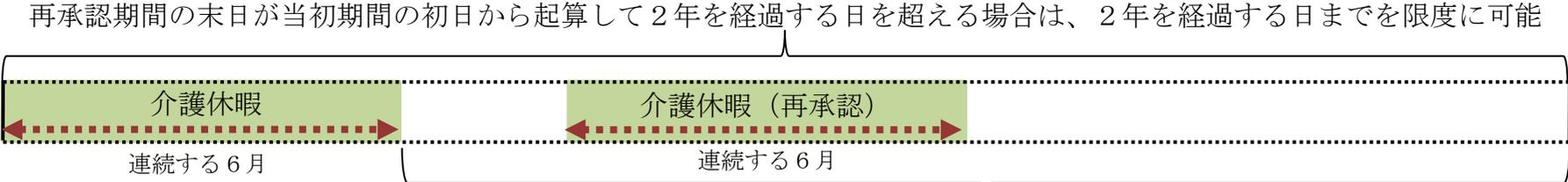
(第15号議案、第16号議案)

育児・介護にかかる休暇制度等の見直しについて(概要)

休暇等		中野区	
		現行	改正案
育児休業等の対象となる子の範囲の見直し	育児休業	職員と法律上の親子関係にあるもの (実子及び法律上の養子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員と法律上の親子関係にある子(実子及び法律上の養子)</li> <li>・職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子</li> <li>・里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子</li> <li>・養子縁組を希望する職員に対し、養育里親として、児童相談所から委託をされた子(当該職員が養子縁組里親になることを希望したが、実親の同意が得られず、養育里親になった場合に限る)</li> </ul>
	育児短時間勤務		
	部分休業		
	育児を行う職員の深夜勤務の制限		
	育児を行う職員の超過勤務の制限		
	育児時間		
	出産支援休暇		
	育児参加休暇		
	慶弔休暇		
	子の看護のための休暇		
育児を行う職員の早出遅出勤務			
介護関係	超過勤務の制限	3歳未満の子のある職員が請求した場合、任命権者は職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。	3歳未満の子又は要介護者のある職員が請求した場合、任命権者は職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。
	介護休暇	連続する6月の期間内において必要と認められる期間。 介護を必要とする状態が継続している場合には、当該介護休暇の期間の初日から6月後以降の1年6月間に限り、連続する6月の期間内において必要と認められる期間の介護休暇を再度承認することができる。	3回を超えず、かつ合算しても6月を超えない範囲内で必要と認められる期間。 3回又は合算して6月の期間を経てもなお、要介護状態が継続しており、かつ介護休暇を必要とする場合は6月を限度として期間を延長できる。 (裏面参照)
	介護時間	(新設)	取得の日から3年以内で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内。 介護時間、部分休業、育児時間を同日に利用する場合は、1日につき合計で2時間の取得を限度 (裏面参照)

# 新たな介護休暇のイメージ

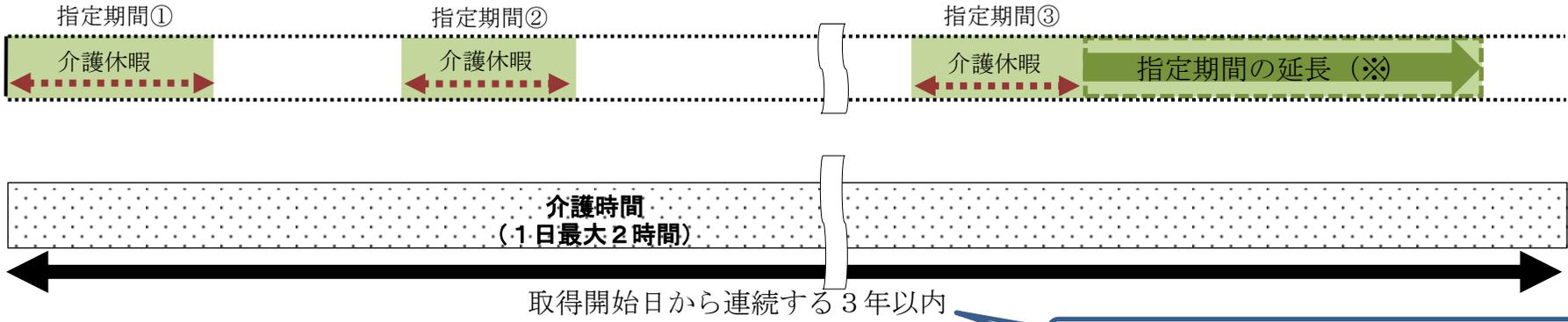
現行



当該介護休暇の期間の初日から6月後以降の1年6月間の期間内において再承認可能

3回を超えず、かつ合算して6月を超えない範囲で分割取得可能 (各指定期間の間隔に上限なし)

新制度



介護時間は指定期間と重複して取得は不可

※) 指定期間の延長について  
再承認とは異なり、指定期間の「延長」であるため、隙間を設けることはできない。

(第 15 号議案)

中野区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)</u></p> <p>第 2 条の 2 <u>育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の 1 歳到達日から 1 年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>イ <u>次条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の 1 歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ (略)</p>

に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ (略)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

第4条～第7条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

することとなったこと。

(2)～(5) (略)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) (略)

第4条～第7条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) (略)

第9条～第14条 (略)

(部分休業の承認)

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第16条～第18条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の中野区職員の育児休業等に関する条例第2条の2中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(2)～(6) (略)

第9条～第14条 (略)

(部分休業の承認)

第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定により育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第16条～第18条 (略)

附 則 (略)